

三重県公報

平成31年4月23日(火)

第 3102 号

毎週火・金曜日発行

	<u></u> 国 次			
(番号)	(題 名)	(1	担当)	(頁)
	規 則			
36	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地域:	福祉課)	3
37	中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務 取扱細則の一部を改正する規則	(同)	3
38	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産資源 課)	原・経営	4
	告示			
257	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域:	福祉課)	4
258	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
259	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
260	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
261	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	6
262	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
263	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	6
264	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を 担当する機関の指定	(同)	7
265	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該 事業の廃止の届出	(同)	7
266	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該 事業の休止の届出	(同)	7
267	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定 の辞退	(同)	8
268	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等 を担当する機関の指定	(同)	8
269	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該 事業の廃止の届出	(同)	8
270	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を 担当する施術者の指定	(同)	9
271	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物労 課)	安全・流通	9
272	指定構造計算適合性判定機関の業務の休止		開発課)	9
273	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託		委員会)	
	公告			
	平成31年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務感染 課)	杂症対策	10
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出		調整課)	11
	同件	(同)	12

土地改良区の定款の変更認可
開発行為に関する工事の完了(農地調整課)13
(建築開発課)13正誤平成31年3月29日付け三重県公報第3095号
同件(企業誘致推進課)14
(住宅政策課)21

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十三日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第三十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成十八年三重県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

無二十<中極式中「男・女」や「(体別) | 22名をの。

圣 三

(福作型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過指層)

- 請、届出その他の行為とみなす。「旧規則」という。) の規定に基づく申請、届出その他の行為は、改正後の生活保護法施行細則に基づく申召 この規則の施行の際現に福祉事務所長に対してなされている改正前の生活保護法施行細則(次項において
- 使用することができる。3 この規則の施行の目前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして

ここに公布します。中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則を中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則を

平成三十一年四月二十三日

Γ

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第三十七号

則中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規

第五十号)の一部を次のように改正する。中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則(平成二十年三重県規則

| 被支援者 | 性別 住所 | とおるい。

第二十七号様式及び第二十八号様式中「भ・女」を「(体別)」に改める。

室 三

(福仁型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過指層)

- 細則に基づく申請、届出その他の行為とみなす。 出その他の行為は、改正後の中国残留法人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱無限(次項において「旧規則」という。) の規定に基づく申請、届2 この規則の施行の際現に福祉事務所長に対してなされている改正前の中国残留邦人等に対する支援給付及び
- るこの規則の施行の目前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして

使用することができる。

平成三十一年四月二十三日三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第三十八号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年三重県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付 け限度額及び償還期間等) 第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善 資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの 種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間 等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太 平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故に よる災害をいう。以下同じ。)により著しい被害 を受けた者で、その主要な事業用資産について浸 水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害 を受けたこと又はその生産物(その加工品を含 む。) に係る売上げが東日本大震災により平年の 売上げに比して相当程度減少したことの証明を市 町長その他相当な機関から受けた者においては、 東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基 づき東日本大震災の後<u>平成三十二年三月三十一日</u> までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善 資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの 種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期 間は、いずれも別表の憤還期間等の欄に掲げる期 間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。

Ш

け限度額及び償還期間等)(沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付

濡

Ш

第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善 資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの 種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間 等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太 平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故に よる災害をいう。以下同じ。) により著しい被害 を受けた者で、その主要な事業用資産について浸 水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害 を受けたこと又はその生産物(その加工品を含 む。) に係る売上げが東日本大震災により平年の 売上げに比して相当程度減少したことの証明を市 町長その他相当な機関から受けた者においては、 東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基 づき東日本大震災の後<u>平成三十一年三月三十一日</u> までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善 資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの 種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期 間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期 間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。

许 副

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 257 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる 機関を指定しました。

平成 31 年 4 月 23 日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションふるさと	桑名市北別所字蔵金坊 1607 番地	平成 28 年 1 月 1 日
あじさい薬局北勢店	いなべ市北勢町麻生田麻野 3456-3	平成 31 年 4 月 1 日
ファーマライズ薬局 菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 亀山店	亀山市東御幸町 216-2	平成 31 年 3 月 1 日

ファーマライズ薬局 鈴鹿店	鈴鹿市国府町字井口 57-21	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉二丁目 17番 3号	平成 31 年 3 月 1 日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里 175	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 日永店	四日市市日永西三丁目 17-19-2	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 恵利原店	志摩市磯部町恵利原 1529	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	平成 31 年 3 月 1 日
歯科武田医院	伊賀市上野桑町 1991 番地	平成 31 年 3 月 16 日
しんたに整形外科クリニック	伊勢市一之木4丁目5番1号	平成 31 年 4 月 1 日
ひさい脳神経外科クリニック	津市久居明神町字風早 2336	平成 31 年 4 月 1 日
コモノ薬局 永井店	三重郡菰野町永井 3818	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 258 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
Sonoメディカルクリニック	四日市市笹川三丁目 35 番	平成 31 年 1 月 3 日
森田内科	松阪市岡本町 254 番地の 2	平成 31 年 2 月 28 日
スギヤマ薬局川越店	三重郡川越町大字高松 21 番地 1	平成 31 年 2 月 28 日
歯科武田医院	伊賀市上野桑町 1991 番地	平成 31 年 3 月 15 日
ファーマライズ薬局 菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 亀山店	亀山市東御幸町 216-2	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿店	鈴鹿市国府町字井口 57-21	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉二丁目 17番 3号	平成 31 年 2 月 28 日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里 175	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 日永店	四日市市日永西三丁目 17番 19-2	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 恵利原店	志摩市磯部町恵利原 1529	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	平成 31 年 2 月 28 日

三重県告示第 259 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
平沢歯科	津市本町 35-12 丸善ビル 3F	平成 31 年 2 月 12 日

三重県告示第 260 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
-----------	-----	-------

三重県告示第 261 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請(開設)者名	申請 (開設) 者の主 たる事務所の所在地	指 定年月日	事業 (サービ ス) の種類
大台町社会福祉 協議会 宮川居 宅介護支援事業 所	多気郡大台町江馬 122 番地	社会福祉法人大台町社会福祉協議会	多気郡大台町粟生 1010番地	平成 29 年 2 月 16 日	居宅介護支援事業
豊里クリニック	津市豊ヶ丘 2 丁目 46 番 3 号	豊里クリニック	津市豊ヶ丘 2 丁目 46 番 3 号	平成 31 年 3 月 1 日	居宅療養管理 指導
豊里クリニック	津市豊ヶ丘2丁目46番 3号	豊里クリニック	津市豊ヶ丘 2 丁目 46 番 3 号	平成 31 年 3 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
医療法人財団青 木会 青木記念 病院	桑名市中央町 5 丁目 7 番地	医療法人財団青木会	桑名市中央町5丁目7 番地	平成 31 年 4 月 1 日	通所リハビリ テーション
医療法人財団青 木会 青木記念 病院	桑名市中央町 5 丁目 7 番地	医療法人財団青木会	桑名市中央町5丁目7 番地	平成 31 年 4 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
居宅介護支援事業所 紫苑	員弁郡東員町大字六把 野新田字藪之内 140 番 地 7	特定非営利活動法 人 小規模多機能 サービス 宅老所 紫苑	員弁郡東員町大字大 木 602 番地	平成 31 年 4 月 1 日	居宅介護支援 事業

三重県告示第 262 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

	1	1	I	ı	
指定介護機関の 名 称	所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者の主 たる事務所の所在地	事業 (サービ ス) の種類	廃 止 年 月 日
紫苑のみち	員弁郡東員町大字六 把野新田字藪之内 140番地7	特定非営利活動法 人 小規模多機能 サービス 宅老所 紫苑	員弁郡東員町大字大 木 602 番地	地域密着型通所介護	平成 31 年 3 月 31 日
紫苑のみち	員弁郡東員町大字六 把野新田字藪之内 140番地7	特定非営利活動法 人 小規模多機能 サービス 宅老所 紫苑	員弁郡東員町大字大 木 602 番地	通所型サービス(独自)	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 263 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 31 年 4 月 23 日

	施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
福井	大輔	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地メインセンター	平成 31 年 3 月 13 日
濱口	紗耶佳	こころ四日市治療院	四日市市三重1丁目2番地メインセンター	平成 31 年 3 月 13 日

三重県告示第 264 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の 規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションふるさと	桑名市北別所字蔵金坊 1607 番地	平成 28 年 1 月 1 日
あじさい薬局北勢店	いなべ市北勢町麻生田麻野 3456-3	平成 31 年 4 月 1 日
ファーマライズ薬局 菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 亀山店	亀山市東御幸町 216-2	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿店	鈴鹿市国府町字井口 57-21	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉二丁目 17番 3号	平成 31 年 3 月 1 日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里 175	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 日永店	四日市市日永西三丁目 17-19-2	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 恵利原店	志摩市磯部町恵利原 1529	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	平成 31 年 3 月 1 日
ファーマライズ薬局 磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	平成 31 年 3 月 1 日
歯科武田医院	伊賀市上野桑町 1991 番地	平成 31 年 3 月 16 日
しんたに整形外科クリニック	伊勢市一之木4丁目5番1号	平成 31 年 4 月 1 日
ひさい脳神経外科クリニック	津市久居明神町字風早 2336	平成 31 年 4 月 1 日
コモノ薬局 永井店	三重郡菰野町永井 3818	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 265 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名	3称	所在地	廃止年月日
Sonoメディカルクリニ	ニック	四日市市笹川三丁目 35番	平成 31 年 1 月 3 日
森田内科		松阪市岡本町 254番地の2	平成 31 年 2 月 28 日
スギヤマ薬局川越店		三重郡川越町大字高松 21 番地 1	平成 31 年 2 月 28 日
歯科武田医院		伊賀市上野桑町 1991 番地	平成 31 年 3 月 15 日
ファーマライズ薬局 菰野	野店	三重郡菰野町大字福村 64-6	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 亀山	山店	亀山市東御幸町 216-2	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿	 电店	鈴鹿市国府町字井口 57-21	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿	 建住吉店	鈴鹿市住吉二丁目 17番 3号	平成 31 年 2 月 28 日
鈴鹿みなみ薬局		鈴鹿市国府町字保子里 175	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 日永	k店	四日市市日永西三丁目 17番 19-2	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 恵利	间原店	志摩市磯部町恵利原 1529	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 伊勢	势店	伊勢市宮町 1-3-11	平成 31 年 2 月 28 日
ファーマライズ薬局 磯部	祁店	志摩市磯部町迫間 49-15	平成 31 年 2 月 28 日

三重県告示第 266 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
平沢歯科	津市本町 35-12 丸善ビル 3 F	平成 31 年 2 月 12 日

三重県告示第 267 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第 1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人 久藤内科	津市中央2番11号	平成 31 年 1 月 1 日

三重県告示第 268 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の 2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を 担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者の主 たる事務所の所在地	指定年月日	事業 (サービ ス) の種類
大台町社会福祉 協議会 宮川居 宅介護支援事業 所	多気郡大台町江馬 122 番地	社会福祉法人大台町社会福祉協議会	多気郡大台町粟生 1010番地	平成 29 年 2 月 16 日	居宅介護支援 事業
豊里クリニック	津市豊ヶ丘 2 丁目 46 番 3 号	豊里クリニック	津市豊ヶ丘2丁目46 番3号	平成 31 年 3 月 1 日	居宅療養管理 指導
豊里クリニック	津市豊ヶ丘 2 丁目 46 番 3 号	豊里クリニック	津市豊ヶ丘2丁目46 番3号	平成 31 年 3 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
医療法人財団青 木会 青木記念 病院	桑名市中央町 5 丁目 7番 地	医療法人財団青木会	桑名市中央町 5 丁目 7番地	平成 31 年 4 月 1 日	通所リハビリ テーション
医療法人財団青 木会 青木記念 病院	桑名市中央町 5 丁目 7 番 地	医療法人財団青木会	桑名市中央町 5 丁目 7番地	平成 31 年 4 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
居宅介護支援事業所 紫苑	員弁郡東員町大字六把野 新田字藪之内 140 番地 7	特定非営利活動法 人 小規模多機能 サービス 宅老所 紫苑	員弁郡東員町大字大 木 602 番地	平成 31 年 4 月 1 日	居宅介護支援 事業

三重県告示第 269 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2(同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

指 定 介 護 機 関 の 名 称 所在地		申請 (開設) 者の主 たる事務所の所在地		
--------------------------	--	--------------------------	--	--

紫苑のみち	員弁郡東員町大字六 把野新田字藪之内 140番地7	特定非営利活動法 人 小規模多機能 サービス 宅老所 紫苑	員弁郡東員町大字大 木 602 番地	地域密着型通所介護	平成 31 年 3 月 31 日
紫苑のみち	員弁郡東員町大字六 把野新田字藪之内 140番地7	特定非営利活動法 人 小規模多機能 サービス 宅老所 紫苑	員弁郡東員町大字大 木 602 番地	通所型サービス(独自)	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 270 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条 (同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定 しました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
福井 大輔	こころ四日市治療院	四日市市三重1丁目2番地メインセンター	平成 31 年 3 月 13 日
濱口 紗耶佳	こころ四日市治療院	四日市市三重1丁目2番地メインセンター	平成 31 年 3 月 13 日

三重県告示第 271 号

農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号) 第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
 - 平成14年7月19日 第7号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	多気郡明和町斎宮 1831 番地の 21

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
長井 弘		もみ、玄米、小麦、大豆	K2415121
道瀬 和茂		もみ、玄米、小麦、大豆	K2420127

(2) 農産物検査員の追加

	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
£	長野 裕成		もみ、玄米、小麦、大豆	K2430462
þ	中村 敏章		もみ、玄米、小麦、大豆	K2430463

三重県告示第 272 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により県が指定した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部の休止を許可しましたので、同法第77条の35の18第5項の規定により公示します。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 県が指定した指定構造計算適合性判定機関の名称等
- (1) 名称

公益財団法人三重県建設技術センター

- (2) 住所
 - 三重県津市島崎町 56 番地
- (3) 業務区域
 - 三重県全域
- 2 休止しようとする構造計算適合性判定の業務の範囲 公益財団法人三重県建設技術センターが行う構造計算適合性判定の業務の全部
- 3 休止期間

平成31年5月1日から平成34年6月11日まで

三重県告示第 273 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、三重県立相可高等学校の花の苗に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 委託先

三重県多気郡多気町丹生 4894 番地

株式会社 川原製茶

2 委託期間

平成31年5月1日から平成32年3月31日まで

公 告

毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第8条第1項第3号の規定による平成31年度毒物劇物取扱者 試験を次のとおり実施します。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 試験の日時

平成31年8月4日(日) 午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

津市北河路町 19-1

津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ

- 3 試験の種類
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
- (1) 学科試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第4号。以下「規則」といいます。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験(筆記により実施します。)

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目 毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。)の識別及び取扱方法

- 5 受験手続
- (1) 提出書類等

ア 受験申込書 正本及び副本各1部 計2部

イ 写真 1 枚 (申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(2) 申込用紙の交付

ア 窓口交付期間

平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同年 6 月 7 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除きます。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健所(四日市市保健所を含みます。)又は三重県医療保健部薬務感染症対策課

ウ その他

インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ (http://www.pref.mie.lg.jp/) に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健所(四日市市保健所を含みます。)

イ 県外居住者

県内最寄りの保健所(四日市市保健所を含みます。)又は三重県医療保健部薬務感染症対策課

(4) 受験申込書の受付期間

平成31年6月3日(月)から同月7日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。 なお、郵送の場合は、平成31年6月7日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書(正本)に貼り付けてください。 なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

平成 31 年 8 月 30 日 (金) 午前 10 時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所 (四日市市保健所を含みます。) に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ (http://www.pref.mie.lg.jp/) にも掲載します。

また、県外居住者にあっては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

楠部土地改良区(伊勢市楠部町1722番地1)

退任理事

伊勢市楠部町	1820	泉		_	嘉
"	1755	村	上		守
〃 楠部町	∠ 558-3	前	田		勉
〃 楠部町	1763	Ш	井	良	郎
" "	1825	泉		孝	生
退任監事					
伊勢市楠部町	2633-27	松	本	鉄	夫
" 中村町	855	多	田		靖
就任理事					
伊勢市楠部町	1820	泉		_	嘉
" "	1755	村	上		守
〃 楠部町	∠ 558-3	前	田		勉
〃 楠部町	1763	Ш	井	良	郎
]]]]	1825	泉		孝	生

就任監事

伊勢市楠部町 2633-27

ッ 中村町 855

松本鉄夫

多 田 靖

小 川 勝 美 福 田 孝 志

黒 宮 善 昭

世古欣吾

渉

森

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三雪用水土地改良区(松阪市曽原町878番地)

	· 书水土地改良区(松阪市曽原町 878 番地)				
退任理	理事				
松阪市	市星合町 464 番地	野	田	忠	雄
"	笠松町 219 番地	丹	保	輝	雄
"	西肥留町 167 番地	萩	原		廣
"	曽原町 1138 番地	中	村	_	男
"	中林町 11 番地 1	田	中		昇
"	曽原町 1239 番地	田	上	勝	典
"	# 855 番地 3	坂	下	昭	男
"	舞出町 277 番地	青	木		壯
"	嬉野小村町 237 番地 1	浅	原	三	喜
IJ	五主町 1241 番地	大	西	孝	廣
IJ	肥留町 518 番地	伊	藤	順	夫
IJ	曽原町 1892 番地 30	伊	藤	正	利
"	笠松町 689 番地	今	井		滋
"	五主町 1220 番地	Щ	下		博
"	中道町 677 番地	後	藤	邦	男
"	星合町 293 番地 1	駒	田	正	毅
退任盟	监事				
松阪市	市小船江町 327 番地	田	中	正	明
"	甚目町 477 番地	田	中		寛
"	小野江町 93 番地	馬	渕	俊	$\overline{}$
"	小津町 303 番地	瀬	古	照	明
就任理	理事				
松阪ī	市曽原町 1892 番地 30	伊	藤	正	利
"	中道町 65 番地 1	伊	藤		博
"	星合町 1266 番地	萩	原	光	行
"	舞出町7番地	中	西	克	利
"	嬉野小村町 237 番地 1	浅	原	三	喜
"	肥留町 518 番地	伊	藤	順	夫
"	笠松町 689 番地	今	井		滋
"	五主町 1164 番地	伊	藤	則	秋
"	甚目町 536 番地	齋	藤	猛	夫
"	小津町 303 番地	瀬	古	照	明
"	小野江町 116 番地	前	Ш	利	治

就任監事

〃 曽原町 1397 番地

// 小舟江町 331 番地// 西肥留町 3 番地

" 中林町 333 番地

ッ 喜多村新田町 227 番地 1

 松阪市星合町 505 番地
 沼田信行

 *** 笠松町 165 番地
 山村敏雄

松阪市五主町 1220 番地

" 曽原町 637 番地

山 下 博

熱田寿市

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、豊浜土地改良区 (伊勢市西豊浜町 3044番地 10) の定款の変更を認可しました。

平成 31 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 31 年 4 月 23 日

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 31 年 4月1日	員弁郡東員町大字中上字柳ケ坪 433-1 ほか 1 筆の一部	四日市市高見台2丁目1デンソー高見台社宅219 横 田 崇 横 田 実 希
平成 31 年 4月8日	員弁郡東員町大字筑紫字堤田 886-7 の一部ほか 3 筆及び大字穴太字往還前 1397-1 の一部ほか 6 筆	四日市市東坂部町 2259-6 有限会社ダイトー地所 代表取締役 齋 藤 雅 彦
平成 31 年 4月 10 日	伊勢市一之木 4 丁目 841-1	津市一身田上津部田 3090-22 新 谷 健
平成 31 年 4月 10 日	伊勢市小俣町本町 882	松阪市西町 283-1 創和不動産株式会社 代表取締役 世 古 政 弘
平成 31 年 4月 12 日	多気郡明和町大字山大淀字小木須 1769 ほか 5 筆	多気郡明和町大字馬之上 945 明和町 明和町長 世古口 哲 哉
平成 31 年 4月 12 日	松阪市星合町字東浦 713-2	松阪市星合町 537 野 田 将 伍
平成 31 年 4月 15 日	伊勢市小俣町湯田 302-2 ほか3筆	伊勢市浦口4丁目1-11 株式会社山野建設 代表取締役 山 野 稔
平成 31 年 4月 15 日	いなべ市大安町石榑東字野畑 2198-1 ほか 1 筆	桑名市多度町古野 659 水谷鉄工株式会社 代表取締役 水 谷 俊 昭
平成 31 年 4月15日	三重郡菰野町大字神森字室之門 404-3 ほか5筆	四日市市鵜の森1丁目13-43 株式会社セルテックス 代表取締役 平 井 大 輔
平成 31 年 4月 15 日	三重郡菰野町大字千草字出口 3786-6	三重郡菰野町大字潤田 599 北 住 朋 紀

正 誤

平成31年3月29日付け三重県公報第3095号に登載しました、三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改 正する規則中

ページ

31 から 32

誤

			•	
二 計画認定	認定企業の立地に要す			
時において	<u>る経費に対して交付す</u>			
県内操業企	るものとし、その額は			
業であり、	計画認定の日から六年			
次に掲げる	(計画認定の日から五			
要件を全て	年以内に県内障害者雇			
満たすこ	用率を達成しない立地			
<u>と。</u>	企業にあっては、五			
<u>イ</u> 別表第	年)以内に取得した投			
二第三号	下償却資産額(知事が			
の項下欄	特に認める場合は、当			
第二号に	該認める期間において			
掲げる基	取得した投下償却資産			
準を全て	額を含む。)に百分の			
満たして	十を乗じて得た額 (増			
<u>いるこ</u>	加常用雇用者数確認時			
<u>と。</u>	期において、対象事業			
口 計画	所における常用雇用者			
認定の日	<u>について、知事が別に</u>			
から六年	定める要件を満たす場			
(計画認	合にあっては、当該額			
定の日か	に当該操業に伴って増			
ら五年以	加した常用雇用者の数			
内に県内	<u>に次の各号に掲げる区</u>			
障害者雇	分に応じ、それぞれ当			
用率を達	該各号に掲げる額を乗			
成しない	じて得た額(増加常用			
立地企業	雇用者数確認時期にお			
にあって	いて、対象事業所にお			
は、五	ける常用雇用者につい			
年)以内	て、知事が別に定める			
に操業を	要件を満たす場合にあ			
開始する				
<u>こと。</u>	操業に伴って増加した			
	常用雇用者の数に次の			
	各号に掲げる区分に応			
	じ、それぞれ当該各号			
	に掲げる額を乗じて得			
	た額を合算した額)と			
	する。ただし、交付す			
	る額が五億円を超える			

ときは、五億円とする。一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者 五十万円二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者 三十万円

正

二 計画認定 認定企業の立地に要す 時において る経費に対して交付す 県内操業企 るものとし、その額は 業であり、 計画認定の日から六年 次に掲げる (計画認定の日から五 要件を全て 年以内に県内障害者雇 満たすこ 用率を達成しない立地 と。 企業にあっては、五 <u>イ</u> 別表第 年)以内に取得した投 二 第 三 号 下償却資産額 (知事が の項下欄 特に認める場合は、当 第二号に 該認める期間において 掲げる基 取得した投下償却資産 準を全て 額を含む。) に百分の 満たして
十を乗じて得た額(増 いるこ 加常用雇用者数確認時 期において、対象事業 と。 口 計画認 所における常用雇用者 定の日か について、知事が別に ら 六 年 定める要件を満たす場 (計画認 合にあっては、当該額 定の日か に当該操業に伴って増 ら五年以 加した常用雇用者の数 に次の各号に掲げる区 内に県内 障害者雇 分に応じ、それぞれ当 用率を達 該各号に掲げる額を乗 成しないして得た額を合算した 立地企業 額)とする。ただし、 に あって 交付する額が五億円を は、五 超えるときは、五億円 とする。 年) 以内 に操業を 一 増加した常用雇 開始する 用者のうち、増加 こと。 常用雇用者数確認 <u>ハ 操業開</u> 時期において、<u>四</u>

始の目に	十五歳未満である			
<u>おいて、</u>	者 五十万円			
立地に係	二 増加した常用雇			
る投下償	<u>用者のうち、前号</u>			
却資産額	に掲げる者以外の			
が五億円	者 三十万円			
以上であ				
<u>ること。</u>				
<u>ニ</u> 操業開				
始の目に				
<u>おいて、</u>				
当該操業				
に伴う常				
用雇用者				
の数が認				
定時点を				
下回って				
いないこ				
<u>と。</u>				
<u>ホ</u> 操業開				
始の目か				
ら 三 年 を				
経 過 す る				
日までの				
間、ニに				
掲 げ る 要				
件 を 引 き				
続き満た				
している				
<u> </u>				
<u>へ</u> 立地計				
画につい				
<u>て、平成</u> ニュュケ				
<u>三十六年</u>				
三月三十				
一日まで				
<u>に条例第</u> 四条第三				
項の認定				
<u>を受けて</u> いるこ				
<u>いるこ</u> ト				
<u>Ł.</u>]		

ページ 43 から 45

四 計画認定認定企業の立地に要す時においてる経費に対して交付す県内操業企るものとし、その額

四 次に掲げ 認定企業の立地に要する要件を全 る経費に対して交付すて満たすこ るものとし、その額

誤

は、立地計画の期間

次に掲げる 要件を全て 満たすこ と。 イ 別表第 二第六号 の項下欄 第二号口 に掲げる 基準を全 て満たし ているこ と。 口計画認 定の日か ら六年 (計画認 定の日か ら五年以 内に県内 障害者雇 用率を達 成しない 立地企業 にあって は、五 年) 以内 に操業を 開始する こと。 ハ操業開 始の日に おいて、 立地に係 る投下償 却資產額 が一億円 以上であ ること。 二操業開 始の日に おいて、 当該操業 に伴って 増加した 常用雇用 者の数が

> 三人以上 であるこ

業であり、は、計画認定の日から 六年(計画認定の日か ら五年以内に県内障害 者雇用率を達成しない 立地企業にあっては、 五年)以内に取得した 投下償却資產額(知事 が特に定める場合は、 当該認める期間におい て取得した投下償却資 産額を含む。) に百分 の十五を乗じて得た額 (増加常用雇用者数確 認時期において、対象 事業所における常用雇 用者について、知事が 別に定める要件を満た す場合にあっては、当 該額に当該操業に伴っ て増加した常用雇用者 の数から三を減じた数 に次の各号に掲げる区 分に応じ、それぞれ当 該各号に掲げる額を乗 じて得た額を合算した 額)とする。ただし、 交付する額が五億円を 超えるときは、五億円 とする。 一 増加した常用雇 用者のうち、増加 常用雇用者数確認 時期において、四 十五歳未満である 者 五十万円 二 増加した常用雇 用者のうち、前号

<u>に掲げる者以外の</u> 者 三十万円

と。 と。 は、五 年)以内 に操業を 開始する こと。

(知事が特に認める場 合にあっては、当該認 める期間) 内において 取得した投下償却資産 イ 別表第 額(県内操業企業にあ っては、計画認定の日 二第五号 から六年 (計画認定の の 項 下 欄 第二号口 日から五年以内に県内 に掲げる 障害者雇用率を達成し ない立地企業にあって 基準を全 は、五年) 以内に取得 て満たし ているこ した投下償却資産額、 県内操業企業でない企 口計画認 業にあっては、計画認 定の日か 定の日から操業開始の ら六年 日までに取得した投下 償却資産額に限る。) (計画認 定の目か に取得した投下償却資 ら五年以 <u>産額</u>に百分の十五を乗 内に県内 じて得た額とする。た だし、当該乗じて得た 障害者雇 用率を達 額が五億円を超えると 成しない きは、五億円とする。 立地企業 にあって

ハ操業開 始の日に おいて、 立地に係 る投下償 却資產額 が一億円 以上であ ること。 二操業開 始の日に

おいて、 当該操業 に伴って 増加した 常用雇用 者の数が 五人 (計

画認定の

と。 ホ 操業開 始の日か ら三年を 経過する 日までの 間、二に 掲げる要 件を引き 続き満た している こと。 へ 立地計 画につい て、平成 三十六年 <u>三月三</u>十 <u>一 日</u>まで に条例第 四条第三 項の認定 を受けて いるこ

日におい て県内操 業企業で ある場合 にあって は、三 人)以上 であるこ と。 ホ 操業開 始の日か ら三年を 経過する 日までの 間、二に 掲げる要 件を引き 続き満た している こと。 へ 立地計 画につい て、平成 三十二年

<u>三月三</u>十

<u>一</u> 日 ま で

に条例第

四条第三

項の認定

を受けて

いるこ

正

四 計画認定 認定企業の立地に要す る経費に対して交付す 時において 県内操業企 るものとし、その額 業であり、 は、計画認定の日から 次に掲げる 六年(計画認定の日か 要件を全て ら五年以内に県内障害 満たすこ 者雇用率を達成しない 立地企業にあっては、 と。 イ 別表第 五年)以内に取得した 二第六号 投下償却資産額(知事 の 項 下 欄 が特に定める場合は、 第二号口 当該認める期間におい に掲げる て取得した投下償却資 基準を全 <u>産額を含む。)</u>に百分 て満たしの十五を乗じて得た額

四 次に掲げ 認定企業の立地に要す る経費に対して交付す る要件を全 て満たすこ るものとし、その額 は、立地計画の期間 (知事が特に認める場 合にあっては、当該認 める期間) 内において 取得した投下償却資産 イ 別表第 額(県内操業企業にあ っては、計画認定の日 二 第 五 号 <u>の項</u>下欄 から六年(計画認定の 第二号ロ目から五年以内に県内 に掲げる 障害者雇用率を達成し 基準を全 ない立地企業にあって て満たし は、五年)以内に取得

ているこ (増加常用雇用者数確 認時期において、対象 と。 口計画認 事業所における常用雇 定の日か 用者について、知事が ら六年 別に定める要件を満た (計画認 す場合にあっては、当 定の日か 該額に当該操業に伴っ ら五年以 て増加した常用雇用者 内に県内 の数から三を減じた数 障害者雇 に次の各号に掲げる区 用率を達 分に応じ、それぞれ当 成しない 該各号に掲げる額を乗 立地企業 じて得た額を合算した にあって 額)とする。ただし、 は、五 <u>交付する額</u>が五億円を 年) 以内 超えるときは、五億円 に操業を とする。 開始する 一 増加した常用雇 こと。 用者のうち、増加 常用雇用者数確認 時期において、四 十五歳未満である 者 五十万円 二 増加した常用雇 用者の<u>うち、前号</u> ハ操業開 <u>に掲げる者以外の</u> 始の日に 者 三十万円 おいて、 立地に係 る投下償 却資産額 が一億円 以上であ ること。 二 操業開 始の日に おいて、 当該操業 に伴って 増加した 常用雇用 者の数が 三人以上 であるこ と。

と。 口計画認 定の日か ら六年 (計画認 定の目か ら五年以 内に県内 障害者雇 用率を達 成しない 立地企業 にあって は、五 年) 以内 に操業を 開始する こと。

ているこした投下償却資産額、 県内操業企業でない企 業にあっては、計画認 定の日から操業開始の 日までに取得した投下 償却資産額に限る。) に取得した投下償却資 産額に百分の十五を乗 じて得た額とする。た だし、当該乗じて得た 額が五億円を超えると きは、五億円とする。

立地に係 る投下償 却資産額 が一億円 以上であ ること。 二 操業開 始の日に おいて、 当該操業 に伴って 増加した 常用雇用 者の数が 五人(計 画認定の 日におい て県内操 業企業で ある場合

ハ操業開

始の日に

おいて、

<u>人)</u>以上 であるこ と。 ホ 操業開 ホ 操業開 始の日か 始の日か ら三年を ら三年を 経過する 経過する 日までの 日までの 間、二に 間、ニに 掲げる要 掲げる要 件を引き 件を引き 続き満た 続き満た している している こと。 こと。 へ 立地計 へ 立地計 画につい 画につい て、 <u>平成</u> て、 <u>平成</u> 三十六年 三十二年 三月三十 三月三十 <u>一日</u>まで <u>一日</u>まで に条例第 に条例第 四条第三 四条第三 項の認定 項の認定 を受けて を受けて いるこ いるこ と。__ と。

ページ 46 から 47

誤

<u>七</u> サ	次に掲げる要	認定企業の立地に要す	<u>六</u> サ	次に掲げる要	認定企業の立地に要す
ービ	件を全て満た	る経費に対して交付す	ービ	件を全て満た	る経費に対して交付す
ス産	すこと。	るものとし、その額	ス産	すこと。	るものとし、その額
業立	一 別表第	は、計画認定の日(知	業立	一 別表第	は、計画認定の日(知
地 補	二第七号	事が特に認める場合に	地補	二第六号	事が特に認める場合に
助金	<u>の項</u> 下欄	あっては、当該認める	助金	<u>の項</u> 下欄	あっては、当該認める
	に掲げる	日)から操業開始の日		に掲げる	日) か
	基準を全	までに取得した投下償		基準を全	
	て満たし	却資産額に百分の十を		て満たし	
	ているこ	乗じて得た額とする。		ているこ	
	と。	ただし当該乗じて得た		と。	
	二・三 (略)	額が一億円を超えると		二・三 (略)	
	四 立地計	きは、一億円とする。		四 立地計	
	画につい			画につい	
	て、 <u>平成</u>			て、 <u>平成</u>	
	三十六年			三十二年	
	三月三十			三月三十	
	<u>一日</u> まで			<u>一日</u> まで	
	に条例第			に条例第	

一次の	14	4)	123	F

四条第三	四条第三	
項の認定	項の認定	
を受けて	を受けて	
いるこ	いるこ	
と。	と。	

正

<u>七</u> サ	次に掲げる要	認定企業の立地に要す
ービ	件を全て満た	る経費に対して交付す
ス産	すこと。	るものとし、その額
業立	一 別表第	は、計画認定の日(知
地 補	二第七号	事が特に認める場合に
助金	<u>の項</u> 下欄	あっては、当該認める
	に掲げる	日)から操業開始の日
	基準を全	までに取得した投下償
	て満たし	却資産額に百分の十を
	ているこ	乗じて得た額とする。
	と。	ただし、当該乗じて得
	二・三 (略)	た額が一億円を超える
	四 立地計	ときは、一億円とす
	画につい	る。
	て、 <u>平成</u>	
	三十六年	
	三月三十	
	<u>一日</u> まで	
	に条例第	
	四条第三	
	項の認定	
	を受けて	
	いるこ	
	上	

六 サ	次に掲げる要	認定企業の立地に要す
	件を全て満た	る経費に対して交付す
ス産	すこと。	るものとし、その額
業立	一別表第	は、計画認定の日(知
地補	二第六号	事が特に認める場合に
助金	の項下欄	あっては、当該認める
	に掲げる	日)から操業開始の日
	基準を全	までに取得した投下償
	て満たし	却資産額に百分の十を
	ているこ	乗じて得た額とする。
	と。	ただし、当該乗じて得
	二・三 (略)	た額が一億円を超える
	四 立地計	ときは、一億円とす
	画につい	る。
	て、 <u>平成</u>	
	三十二年	
	三月三十	
	<u>一 日</u> まで	
	に条例第	
	四条第三	
	項の認定	
	を受けて	
	いるこ	
	と。	

平成 31 年 3 月 29 日付け三重県公報第 3095 号に登載しました、三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
69	下から4	平成二一年	平成二二
69	下から7	平成二一年	平成二一
69	下から14	昭和四十四	昭和四四
69	下から 18	跖性因十九	昭和四九
69	下から 20	品性回十九	跖性四七
69	下から 23	品性四十回	昭和四四

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/